

随意契約をすることができる場合に  
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>リスクが高い妊婦や新生児の救急搬送に対して24時間体制で対応し適切な医療を確保し、岐阜県で安心して子どもを産み育てられる体制を整える。</p> <p>①実施機関は、かかりつけ医や消防機関（救急隊）からの搬送依頼に対して、24時間体制で対応し、適切な医療を提供できる体制を整える。</p> <p>②実施機関は、周産期医療ネットワーク体制の中核病院として地域周産期医療機関等との連携を図る。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>リスクが高い妊婦や新生児の救急搬送に対して24時間体制で対応するためには、新生児集中治療室を備える等、高度な周産期医療等を提供することができる医療機関でなければならない。</p> <p>高度な周産期医療を提供できる機関を三次周産期医療機関として、県内に総合周産期母子医療センター1機関、地域周産期母子医療センター4機関、周産期医療支援病院1機関を位置づけている。</p> <p>この事業を円滑に実施するため、三次周産期医療機関のうち独立行政法人岐阜県総合医療センター、岐阜県立多治見病院の2病院を除いた国立大学法人東海国立大学機構岐阜大学（岐阜大学医学部附属病院）、大垣市民病院、高山赤十字病院、岐阜市民病院に委託を行うものとする。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。